

水道事業の基盤強化に向けた取り組み

東洋大学大学院経営学研究科
客員教授（東洋大学名誉教授）

石井 晴夫



社会インフラの代表格である水道事業においては、最近の人口減少等に伴う給水収益の減少、施設・設備等の老朽化、耐震化へのコスト増など、水道事業を取り巻く経営環境はより厳しさを増している。今日、水道サービスが提供されているから今後も大丈夫とする認識は危険であり、ライフスタイルの変化と人口減少の影響を受けて、このままでいけば水需要も減少することが予想される。そうした中で、今後の水道の施設規模のあり方が問われている。

高度経済成長期に一気に整備された水道は、多くの施設や管路で法定耐用年数を迎えつつある。資本費が全体コストの9割程度を占めると言われる水道事業は、これからの更新需要に向けて、より現実を直視した需要予測が必要である。もちろんアセットマネジメントを実施することによって、施設・管路の長寿命化を図ることは必要ではあるが、改めて地域経済モデルも考慮した長期の投資計画による最適な施設規模を予測しなければならない。

水道は市民生活に必要なライフライン（生命線）である。しかし、地方圏（条件不利地域）の中には、急速な人口減少に伴う有収水量の大幅な減少や施設利用率の低下等によって、すでに持続可能な事業運営に困難をきたしている所もある。

将来の水需要予測が大幅に減少と言われる中で、老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大は急速に高まっている。とりわけ、全管路延長に占める2017年度の管路更新率は0.70%に留まっており、結果として、管路経年化率は16.3%にまで上昇している。また、基幹管路の耐震適合率も2018年度で40.3%と徐々に増えつつあるものの、未だ耐震化が十分進んでいるとは言えない状況にある（厚生労働省水道課調べ）。

従って今後、水道事業における管路更新のための資金需要の増大に伴って、さまざまな資金調達手法が検討されなければならない。加えて、水道全体を通じて専門人財の確保等の組織体制の強化も課題である。水道界においても技術の継承が叫ばれて久しいが、小規模水道事業体では継承すべき技術も殆ど無いのが実態であるとも指摘されている。

このような状況下において、改正水道法が2019年10月1日に施行された。今回の改正は、2002年以来の大きな改正である。改正水道法第1条には「水道の基盤の強化」が新たに打ち出された。特に、同法第5条の3第1項には、都道府県が「水道基盤強化計画」を定める規定が盛り込まれており、この中で広域連携に関する事項が明確に位置づけられている。国においては、



都道府県に対して策定を要請する「広域化推進プラン」(総務省)と改正後の水道法に基づく「水道基盤強化計画」(厚生労働省)との関係を事前に整理した上で地方公共団体に策定の手順を具体的に示し、事務等に混乱が生じないように配慮する必要がある。また、水道施設台帳の作成・保管義務化の適用については、法施行日から3年以内の政令で定める日まで経過措置が取られることとなっており、台帳の作成・保管の義務化は2022年10月から開始されることになった。水道施設台帳の整備には、電子媒体による作成が期待されており、一度必要なデータをシステム上に入力できれば、あとの追加や補整は極めて容易となる。また、標準インターフェースを用いれば、プラットフォームを介して他の水道事業体とのデータの交換も可能となり、災害時には電子端末から必要な情報を瞬時に入手できるのである。

さらに、改正水道法では、地方公共団体が水道事業体等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる「コンセッション方式」の関連条文が同法第24条の4に盛り込まれた。このコンセッション方式の導入は、官民連携の選択肢の一つであり、国が水道事業体に強制するものではない。運営権を設定する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けなければならないことから、同制度を採用する際には、国や地方公共団体において適切かつ公正なモニタリング体制の確保が要請されている。厚生労働省は「水道施設運営権の設定に係る

ガイドライン」を策定し、同時に「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂版を取りまとめている。

このように改正水道法では、老朽化した水道施設の更新や耐震化への備えはもとより、豪雨災害や漏水事故並びに断水のリスクが高まっている中で、如何に水道事業の経営基盤の強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するためにどうしたら良いのかの処方箋を示したものと理解されよう。水道事業などの地方公営企業は、地方公共団体が経営し市民に直接サービスを提供することから、受益者が当該受益量に応じて経費を負担することが公平とされている。つまり、受益が個人に帰属しており、歳入と歳出が明確になることから「収支相償」が基本原則とされているのである。各事業ともに利用者の公共の福祉の増進と同時に、健全経営の確保とその維持の両面が要請されている。特に、水道には安全で安定したサービス供給が求められている。水道水を製造する「浄水場」、配水池、「配水場」、送り出す「管路」、さらには関連する「電気・機械設備」の多くは事業の特性上河川の近くに建設・設置されている。昨年の台風15号や19号によって水道や下水道も深刻な被害を受けた。そうした事業の性質を踏まえて、「改正水道法」をフォローの風として、真に災害に強い強靱な水道システムの構築に私たちは一丸となって取り組まなければならないのである。